

## 広報媒体を用いた情報発信支援業務仕様書

### 1 業務名

広報媒体を用いた情報発信支援業務

### 2 業務の目的

福山市では、質の高い情報発信によるコミュニケーション力により、市民や市外居住者等との接点を充実・拡大し、市政情報や本市の魅力を適切に届けることで、市民の満足度向上や、市外における本市の認知拡大に繋げることをめざしている。

こうしたことを実現するため、チラシ、ポスター、バナー画像、動画等（以下、「広報媒体」と言う。）を通して、ターゲットに効果的に「伝わる」広報を実施することにより、効果の高い広報を行うことを目的とする。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

### 4 業務内容

#### (1) 相談業務

本市の多岐にわたる事業について、事業目的やターゲットに応じて、広報媒体を用いた情報発信が実施できるよう、年 12 日以上、本仕様の「6 業務場所」において相談業務を行う。

また、状況に応じて Web 会議やメールにより、相談業務を行うこと。

#### 【想定している相談内容】

- ・事業の情報発信にあたり、どのような広報媒体が適切か
- ・各部署で作成している広報媒体へのアドバイス

#### (2) 広報媒体制作業務

チラシ・ポスター・バナー画像等を年 56 件以上、動画等を年 10 件以上制作し、校了データの納品を行う。本市が依頼する制作媒体等については、発信内容毎に、本市と受注者で意見交換を行い、最終的な決定は本市が行うこととする。

主な業務は次のとおりとする。

- ・対面による事前打ち合わせ
- ・企画・プランニング
- ・制作の進行管理（スケジュール・品質管理）
- ・媒体制作（撮影、編集、DTP 等）

### 5 成果物

成果物として、次のもの納品する。ただし、(2) に関しては、発注時に成果物に含めるか否かを本市より指定する。なお、納品期限は、依頼する案件毎に、本市より指定する。

### (1) 最終成果物

全ての加工・編集が完了した最終的な映像データ（MP4 形式のデータ等）やデザインデータ（フォントをアウトライン化した AI 形式や JPEG 形式のデータ等）。最終成果物のみでは、加工・編集・改編はできないもの。

### (2) 中間生成物

- ・デザインデータ（フォントをアウトライン化する前のデータ）
- ・動画素材（MP4 形式 のデータと log データ、最終成果物内で使用していない素材も含む）
- ・写真素材（JPEG 形式 のデータと RAW データ、最終成果物内で使用していない素材も含む）
- ・動画やデザイン内のロゴやイラスト

### (3) その他

- ・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント、音源等、成果物内に購入物がある場合は、報告書（任意様式）を作成し、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法を記載すること。
- ・それ以外の場合であっても、市が求めた場合は報告書（任意様式）を作成すること。

## 6 業務場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所（オンラインを含む。）

## 7 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 4に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

## 8 提出書類等（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

- (1) 業務責任者報告書
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務実績報告書（議事録等。任意様式）
- (4) 業務完了通知書

## 9 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。本著作物の著作権は福山市に帰属

することとする。

#### 10 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 11 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 12 業務実施上の条件

- (1) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) 業務の実施に必要な経費や著作権料は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (3) 業務の実施にあたり、福山市の保有する写真・資料等が必要な場合は可能な範囲で提供する。
- (4) 業務は、原則として土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間で行うこととする。ただし、受注者及び本市の協議により、これ以外とすることができる。
- (5) 受注者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はないが、電子メール等で速やかに連絡ができるようにすること。
- (6) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。